

豊川市監査公表第21号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年6月21日

豊川市監査委員	武田久計
同	鈴木篤男
同	神谷謙太郎

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(市民部市民協働国際課)

監査実施期間 令和3年12月8日から
令和4年 1月7日まで

豊川市監査公表第10号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(検討事項)</p> <p>1 現在、単年度で契約している地区市民館等消防用設備保守点検及び防火対象物定期点検業務委託に関し、経費節減及び事務の効率化の観点から、長期継続契約への移行を検討されたい。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 以下の補助金において、交付申請時に添付する必要書類をもって実績報告書とし、補助金の交付決定通知をもって補助金の額の確定通知としているが、その旨が交付要綱に記載されていないため、豊川市補助金等に関する規則第13条及び第14条の規定に従い必要な事項について明記し、適正な要綱となるよう改正されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・豊川市NPO法人運営支援補助金・豊川市日本語能力試験補助金 (規則第13条の規定のみ)	<p>(検討事項)</p> <p>1 地区市民館等消防用設備保守点検及び防火対象物定期点検業務委託については、令和5年度より、長期継続契約に変更する方針とした。</p> <p>(改善事項)</p> <p>1 豊川市NPO法人運営支援補助金については、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定で定める「実績報告」を、交付申請書をもって実績報告にかえることを明記し、規則第14条の規定で定める「補助金等の額の確定等」を、交付決定通知書をもって補助金の額の確定にかえることを明記した。</p> <p>豊川市日本語能力試験補助金については、豊川市補助金等に関する規則第13条の規定で定める「実績報告」を、様式第1号(第4条関係)「豊川市日本語能力試験補助金交付申請書兼実績報告書」に変更し、交付申請時に指定する添付書類をもって実績報告とするよう改善した。</p> <p>いずれの要綱も、令和4年4月1日施行とした。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和4年6月16日現在のものである。